

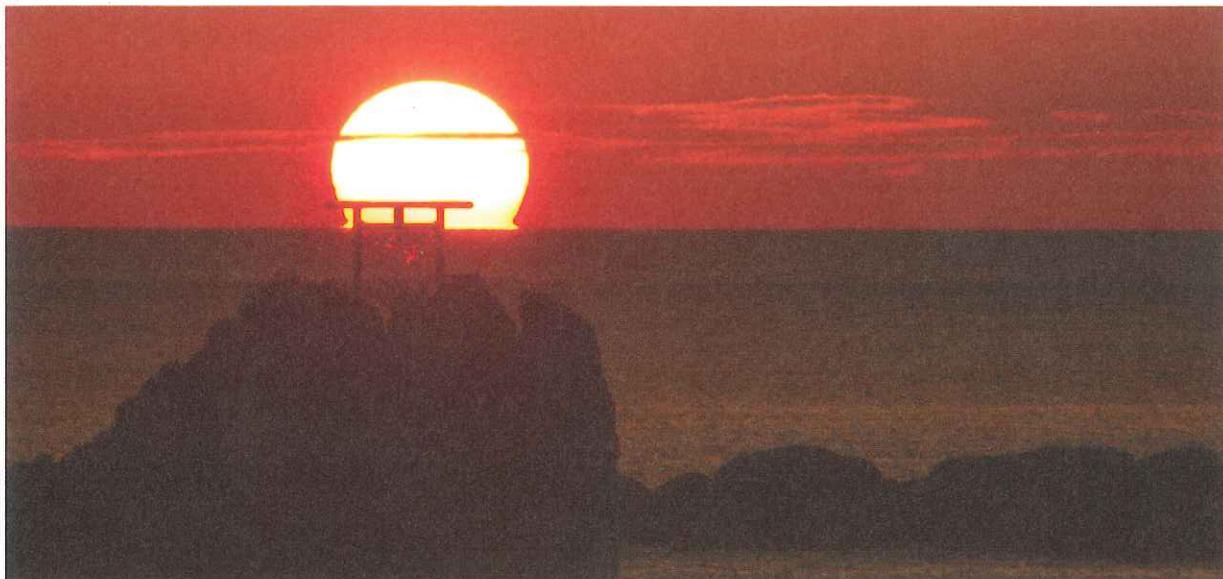
# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年) October 10月号

## 鹿児島県最低賃金の改正を答申



牛ノ浜夕陽 (阿久根市) 【写真提供者：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金の改正を答申	2
10月は年次有給休暇取得促進月間です	2
労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請	3
あっせん制度（個別労働紛争）とは？	4～5
災害に学ぶ	
～トラック荷台からの「墜落・転落灾害」と本質安全化	6
高年齢者雇用安定法の改正について	7
平成28年 業種別死傷災害発生状況（8月末速報値）	7
全国マタハラ未然防止対策キャラバンを実施します	8～9
過重労働解消のためのセミナーの開催について	9
地域の特性を活かした	
ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催について	10

### さくらじま

先日、ある著名な歴史学者の講演を聴く機会を得た。今年は薩長同盟締結から150周年。その後の明治維新への激動の歴史はご存じのとおり。子供の頃祖父母から教わった明治維新で活躍した郷土の先輩たちの話が数十年ぶりに蘇った。昨年から今年にかけてNHKの朝ドラで話題になった五代友厚もその一人。

私事ですが、生まれが甲突川右岸地域であったため、史跡や偉人に纏わる童謡等に子供の頃から自然に親しんできたようだ。折しも昨年は、18歳（高校生）の参政権付与が早いのではと話題になったが、今年は年齢引下げ後最初の国政選挙が

鹿児島労働局労働基準部 労災補償課の移転について	10
働き方・休み方改革シンポジウムの開催について	11
10月は中退共制度の加入促進強化月間です	11
介護事業者の皆さんへ	
～就労環境の整備をお手伝いします～	12～13
平成28年度	
安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の募集のお知らせ	14
平成28年度鹿児島地区出張特別試験の結果について	14
荷役災害防止担当者	
安全衛生教育（荷主等向け）講習会のご案内	15
安全衛生スタッフ向け	
リスクアセスメント実務研修のご案内	16～17
平成28年11月の講習開催のご案内	18

あった。明治維新を成し遂げた志士たちは、10代後半から20代にかけて国の将来を憂い真剣に政治と向き合い、30代で政治の変革を成し遂げた主役であった。より良い政治を願い参加するに年齢は関係ないのであとはと思う。

還暦を前に、最近メタボが気になり出した。以前は夜間や休日に散歩やテニスに汗を流していたが、最近ご無沙汰している。一念発起、150年前の熱き志士に想いを馳せながら、休日に甲突川周辺を散策し始めた。なかなか効果は見えないが、やっと暑さも和らぐ季節となった。中高年になった今、10～20年先の健康寿命の延伸を希求・実現すべく、まずは手近なウォーキング等で心身の健康増進に努めていくことから始めたいと思う。

# 鹿児島県最低賃金 時間額715円で決定（10月1日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（田畠恒春会長）は、8月5日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額694円から21円引き上げ、715円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月12日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額715円に改正する決定を行っており、改正額は10月1日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

21円の引上げは、最低賃金額が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げとなります。

鹿児島県労働基準協会内に、鹿児島県最低賃金総合相談支援センターを設置して、社会保険労務士が無料で相談に応じているほか、業務改善助成金もより利用しやすく拡充されております。

フリーダイヤル0120-898-930まで、ぜひお気軽にご相談下さい。

## 10月は年次有給休暇取得促進期間です

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局では10月を年次有給休暇取得促進月間として定め、年次有給休暇の計画的付与制度の活用 促進や働き方・休み方を変える第一歩として「プラスワン休暇」の周知広報を行っています。



10月は  
「年次有給休暇  
取得促進期間」です。



「休暇」で、  
旅を楽しむ。

+1

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。



鹿児島労働局 雇用環境・均等室 鹿児島労働局ホームページ <http://kagoshima-rodo-doukyoku.jsite.mhlw.go.jp>  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1 ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせて、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得  
促進期間です。

2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7 + 8	
9	10 + 11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21 + 22	
23 + 24	25	26	27	28	29	
30	31					

年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備 労使の話し合いの機会をつくる  
経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができます。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています（平成26年）。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※経済産業省資料

1.導入のメリット 事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

① 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員	② 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員
5日	5日
通常は1回の付与であります	通常は2回に分けてあります

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、超過分を含めた年次有給休暇から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

# 労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請について

## 「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」の実施

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成28年8月23日付け鹿児島労働局江原由明局長より当協会長あて労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請が別紙のとおりありました。

鹿児島労働局によると平成27年の鹿児島県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、過去5年間で最多となる1,751人まで増加し、平成28年上半期（1月～6月）時点でも対前年比125人（19.2%）の増加の776人となったとのことです。

各職場におかれましては、労働災害防止に向けた一層の取組を積極的に推進して下さいますようお願い致します。  
[別紙]

鹿労発基0823第1号  
平成28年8月23日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
会長 諏訪 健作 殿

鹿児島労働局長

### 「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」の実施について — 労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請 —

日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県における労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は関係各位の御尽力により長期的には減少してまいりました。しかしながら、当局が定める「第12次労働災害防止計画」（平成25年～平成29年）の3年目となる平成27年の死傷者数は過去5年間で最多となる1,751人まで増加し、平成28年上半期（1～6月）時点でも対前年比125人（19.2%）増加の776人となりました。

これらの背景として、景気等の経済的要因による影響も考えられますが、人手不足が顕在化し、企業における安全衛生管理体制の「ほころび」や作業の効率性を優先した安全対策の不徹底などの問題が認められるところであります。また、小売業を始めとする第三次産業においては、依然として安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄なことや若年層あるいは第二の職場として就労した者を始め、経験が十分ではない労働者に対し、安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには高年齢労働者数が増加する中、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられるところです。

こうした労働災害発生状況等を踏まえ、今般、当局においては、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、緊急的かつ重点的な取組として、本年8月15日から11月30までの期間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」（以下「特別期間」という。）に定め、より一層の労働災害防止対策の強化を従来以上に図ることとし、その実施事項を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱」（以下「要綱」という。）として別添（略）のとおり定めました。

つきましては、貴職におかれましては、特別期間の設定の趣旨に御理解をいただきますとともに、下記の事項を含め、要綱に定めた事項について、傘下会員への働きかけに御協力いただきますよう、労働災害防止活動の取組強化を要請します。

なお、当局としては、今後の対策に資するため、特別期間の実施結果を把握・取りまとめることとしていますので、誠にお手数ですが、貴職が特別期間中に要綱に基づき取組まれた事項について、平成28年12月20日（火）までに、当局健康安全課まで御報告（任意様式）をいただきますよう、併せてお願ひいたします。

### 記

- 1 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施すること。
- 2 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等の整備・確立を図ること。
- 3 雇入れ時及び作業変更時等の教育を実施（特に、若年層あるいは第二の職場として就労した者を始め、経験が十分でない労働者に対する安全についての研修や教育の実施）すること。
- 4 職場における危険性や有害物などの調査（リスクアセスメント）を実施すること。
- 5 高年齢労働者の安全作業対策の実施（特に、身体的機能低下に伴う転倒災害などの労働災害防止の取組み）に取組むこと。
- 6 熱中症予防対策の実施に取組むこと。

【担当課】 鹿児島労働局労働基準部健康安全課

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階  
TEL 099-223-8279 Fax 099-223-0575

# 「あっせん」（個別労働紛争）とは？

鹿児島労働局雇用環境・均等室

## Q 「あっせん」とは、どのような制度ですか。

A 現代においては、個々の労働者と事業主の間の紛争が多く発生しています。その中の民事上の紛争（以下「紛争」とします。）については、昨年度だけでも、鹿児島労働局等へ3,363件もの相談が寄せられています。

紛争の最終的な解決手段としては、裁判制度がありますが、長い時間と費用がかかってしまうことが多いのが実情です。

労働局には、紛争の当事者による円満・迅速な解決の援助サービスの1つとして、「あっせん」の制度があり、昨年度、鹿児島労働局に対して55件の申請がありました。

あっせん制度は、紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

あっせんの申請は、労働者、事業主いずれの立場の方もできます。

上記のとおり、あっせんを行うのは鹿児島労働局の職員ではなく、法律の専門家等であるあっせん委員です。現在は、鹿児島県弁護士会からの推薦をいただいた6名の弁護士が就任されており、中立、公正の立場から紛争の解決に尽力されています。鹿児島労働局の職員は事務局として、あっせん委員の事務的な補助等を行っています。

あっせんが開催される場合は、訴訟と異なり、非公開の場で、あっせん委員が申請人と被申請人から別々に話を聴きるので、双方の一致した希望がない限り、当事者同士が顔を合わせることはできません。したがって、当事者同士が会えば、感情的な面等で解決が難しくなったり、精神的な負担が大きくなる紛争もありますが、あっせんでは、その心配はありません。

鹿児島労働局への昨年度の申請は、全て労働者によるものでした。全国では、事業主からも58件の申請がありましたので、当事者による自主的な解決が困難な紛争が発生した際には、解決手段の1つとして活用を御検討ください。

## あっせんの事例

平成28年6月8日付けの厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 労働紛争処理業務室による平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況の公表資料から抜粋したものです。

※厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000126365.html>) に掲載されています。

### 事例1 いじめ・嫌がらせに係る事案

#### ①事案の概要

申請人は、1年の有期労働契約を締結して勤務していましたが、リーダーから無視、机を蹴るなどの言動を受け、さらには、通常の2倍以上の仕事量を押しつけられるようになります。このような職場環境で仕事を続けることは困難と考え、退職した。その後、会社側と数回、話し合いをしたが解決には至らないままである。

契約期間満了まで数か月を残して退職せざるを得なかったことに対し、30万円程度の金銭補償を求めるとしてあっせんを申請した。

#### ②あっせんのポイント・結果

あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、リーダーに多少度を超える言動があったものの、パワーハラスメントとされる言動まではなかったと主張したが、問題を解決するために、解決金として15万円を支払う考えを示した。

申請人は提示された解決金について同意したため、解決金として15万円（賃金1か月分相当）を支払うことでの合意が成立し、解決した。

### 事例2 解雇に係る事案

#### ①事案の概要

申請人は正社員として勤務していたが、ある日、即日解雇を言い渡され、その日に解雇予告手当の支払いを受けた。後日、送付してきた退職証明書には、解雇理由として「職務中の携帯電話の不適切使用」などが記載されており、他の者も同様に仕事中に携帯電話を使用しているのに、自分だけがそのような理由で解雇されることに納得がいかない。

このため、解雇を撤回するか、もしくは経済的損失・精神的苦痛に対する補償として賃金10ヵ月分相当の200万円の支払いを求めるとしてあっせんを申請した。

#### ②あっせんのポイント・結果

あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、申請人が業務中に頻繁に携帯メールのやりとりをするなど目に余る行為があった。申請人の復職には応じられないが、問題の解決を望んでおり、解決金として申請人の賃金3か月分相当の50万円を支払う考えを示した。

これを受けて、あっせん委員が、申請人に対し、解決のために金額の譲歩の考え方を確認したところ、80万円程度であれば譲歩可能である旨考えが示された。

あっせん委員が、再度、被申請人に解決のための譲

歩を促したところ、被申請人は申請人が提示した解決金額について同意したため、解決金として80万円支払うことで合意が成立し、解決した。

### 事例3 雇止めに係る事案

#### ①事案の概要

申請人は、1か月の有期労働契約を結んで働いていた。採用された際の会社側からの説明では、5か月間は1か月の有期契約が自動更新されるとのことであったが、働き始めて間もなく、勤務成績不良などを理由に、最初の契約期間の満了をもって契約更新をしないとの通告を受けた。

契約更新をしない理由に納得がいかないため、当初の契約のとおり、5か月間働いていたとしたら受け取っていたはずの賃金相当額の約80万円と慰謝料10万円の支払いを求めたいとしてあっせんを申請した。

#### ②あっせんのポイント・結果

あっせん委員が双方の主張を聞き、被申請人に対し、解決の方向性を確認したところ、問題を解決するため、解決金として約20万円を支払う考えを示した。

申請人は提示された解決金額について、最終的には同意したため、解決金として約20万円を支払うことでの合意が成立し、解決した。

### 事例4 退職勧奨に係る事案

#### ①事案の概要

申請人は、試用期間6か月の正社員として採用されて働いていたが、採用から2か月たった頃に、社長から「職務不適格」という理由で、1か月後までに退職するよう退職勧奨を受けた。わずか2か月あまりで、特段指導をするわけでもなく、退職勧奨をすることは到底納得いかない。

会社との信頼関係がなくなったので働き続けることは望まないが、次の仕事が見つかるまでの間の経済的損害として賃金3か月分相当の100万円の支払いを求めるとしてあっせんを申請した。

#### ②あっせんのポイント・結果

あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、会社の要求と申請人能力のミスマッチがあったため、早く伝えた方がよいと思い退職を勧めたものであるが、迅速な解決を望んでいるため、ある程度の和解案に応じるつもりがある考え方を示した。

解決金として双方譲歩可能な金額を確認し、調整した結果、解決金として40万円を支払うことでの合意が成立し、解決した。

### あっせん手続きの概要

あっせん申請があり、開始が決定された場合

(申請は、紛争当事者一方または双方からの場合があります)

両当事者あてに開始通知を発送

両当事者が参加

当事者の一方が不参加

あっせんを開催※

合意成立

合意不成立

打切り

※あっせんを開催せずに、両当事者が合意される場合もあります。

## 災害に学ぶ

### トラック荷台からの「墜落・転落災害」と本質安全化

鹿児島労働局健康安全課

#### 1 はじめに

「墜落・転落」災害は、依然として多く発生しており、平成27年においては、鹿児島県内における休業4日以上の労働災害の約20%を、「墜落・転落」災害が占め、このうち約17%は、陸上貨物運送事業で発生しています。

陸上貨物運送事業における「墜落・転落」災害は、荷役作業中に発生することが多いものの、同様の災害は後を絶たず、十分な対策を講じることもなく作業を行っている現状も認められるところです。

そこで、今回は、荷役作業中の労働災害と、この労働災害発生を契機とした事業場の取組みについて紹介します。

#### 2 災害発生状況について

サトウキビ畑において、労働者2名が、2.9tクレーン付きトラックの荷台に、サトウキビを積み込む作業を行っていた。

労働者2名は、クレーン操作者Aと積込み補助者Bに分かれ、それぞれの作業に従事していた。

この際、サトウキビが入った網袋（バラ荷、約800kg）を、労働者Aがクレーンで吊り上げて荷台に移動させたところ、サトウキビの踏みならしや荷下ろし作業のため荷台上にいた労働者Bに、網袋が激突した。

網袋に激突された労働者Bは、バランスを崩して荷台から転落し、脳挫傷などの傷を負った。

#### 3 災害の原因と対策について

① 災害の発生原因としては、次の点が考えられます。

- 労働者Bは、この作業時に保護帽の着用、安全帯の使用をしておらず、このトラックには、安全帶使用のための設備及び墜落・転落防止用の手すり等の設備はなかった。
- 労働者Bが転落したとき、この荷台での作業時に墜落・転落防止を期待できる「あおり」は、その高さが約3.7mであったが、サトウキビが積まれた後であり、足元の荷は約3.5mの高さまで積まれ、足元とあおりの高さとの差は、約20cmしかなかった。

このため、あおりが墜落・転落防止に役立つことはなかった。

- 足元の荷の高さが約3.5mであったため、この作業は、労働安全衛生法における高所作業であったと言える。

また、労働者が脳挫傷を負った点を考えると労働者Bの身長は約1.7mであったため、その頭部が約5.2mの高さにあったことも考慮すべきであった。

- あおりを含めた荷台の高さは、約3.7mであって、この荷台をサトウキビで満載にするのが常であった。

この点、荷の積み込み量にかかわらず、労働者が荷台に上る作業が、常態として発生していた。

② 災害の防止対策としては、次の点が考えられます。

- サトウキビの積み込み作業について、労働者が荷台へ上がる高所作業をする必要があるか、本質安全化の観点から、この作業標準を見直してみる。

この点、不要との結論になれば、今後は、高所作業を行わない作業標準とする。

- 作業標準を見直したうえで、どうしても高所作業が必要であるとの結論になれば、手すり（本件においては、車体自体の高さ規制から、手すりを設置することは不可能であった。）、安全帯取り付け設備の設置、安全帯使用の徹底及び保護帽着用の徹底等、必要な措置を講じた作業標準とする。

#### 4 おわりに

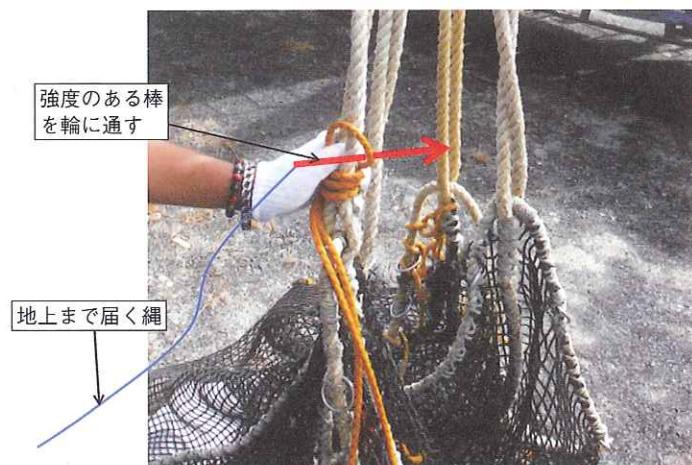
この災害を発生させた事業場では、現在、本質安全化のため、荷台に上らない作業標準の導入を進めています。

この点、既に、一部地域では、サトウキビの積み込みにおいて、高所作業を伴わない作業標準を導入しており、この作業標準を開発したとされる事業場では、「高い荷台への上り下りは、作業時間も労力もかかるから、これらを軽減しつつ、経費のあまりかからない方法はないかと考えたとき、高所作業の発生しないこの作業方法を思いついた。」と話しています。

これは、本質安全化と作業効率化は両立し得るという実例であり、安全化の黎明期に安全第一を提唱した企業が、その結果、経営を改善させた歴史的事実を思い起こさせます。

今後も様々な作業において、このような事例が生まれ、全体としての安全技術が発展していくことを願います。

なお、写真は、この高所作業を伴わない荷上げ作業の様子ですので、参考にしてください。



荷が入った網袋を吊り上げることで、自重によってオレンジの繩が輪の箇所も含めて締まります。

中の荷を落としたい荷台位置に吊り上げ移動させた後、地上の作業員が繩を引っ張ると、棒が外れて、網袋を締めているオレンジの繩が緩み、中の荷が荷台にその自重で落ちる仕組みです。

## 高年齢者雇用安定法の改正について

鹿児島労働局職業対策課

高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの取り扱う業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする高年齢者雇用安定法が改正され、平成28年4月から施行されています。

従来、シルバー人材センターの取り扱う業務は、「臨時の・短期的」(概ね月10日程度まで)又は「軽易な業務」(概ね週20時間程度まで)に限定されていましたが、平成28年4月1日に施行された高年齢者雇用安定法により、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とすることとされました。

要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みが設けられています。

- (1) 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
- (2) 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（※）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
- (3) 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。

※地域の関係者

①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成28年7月末現在】

県内有効求人倍率 1.03倍（前月比0.01P減）

全国平均有効求人倍率 1.37倍（前月比同水準）

県内正社員有効求人倍率 0.63倍（前年同月比0.14P増）

全国正社員有効求人倍率 0.85倍（前年同月比0.12P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が3カ月連続で1倍台となり、依然、緩やかな改善傾向にあります。産業によって求人の増減にばらつきがあり、今般の熊本地震の当県の雇用・経済に与える影響も含め、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

## 障害者雇用に係る助成金について

鹿児島労働局職業対策課

65歳未満の障害者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、長期間継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金制度があり、主なものは次のとおりです。

①特定求職者雇用開発助成金

②発達障害者・難治性疾患者雇用開発助成金

③障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障害の種別、程度及び雇用条件等により助成金の支給対象とならない場合もありますので、ご相談や詳細確認は、県内のハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）までお問い合わせください。

## 平成28年 業種別死傷災害発生状況（8月末）

	平成28年		平成27年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1125	9	951	12	174	-3
1 製造業	209	1	164	2	45	-1
1 食料品製造業	128	1	102	1	26	
4 木本・木製品製造業	12		4		8	
9 窯業土石製品製造業	8		10		-2	
11～12 金属製品製造業	12		9	1	3	-1
13～15 機械器具製造業	17		12		5	
上記以外の製造業	32		27		5	
2 鉱業	5				5	
3 建設業	177	2	161	5	16	-3
1 土木工事業	70	1	54	3	16	-2
2 建築工事業	85	1	87	1	-2	
3 その他の建設業	22		20	1	2	-1
4 運輸交通業	123		117	1	6	-1
1 鉄道・航空機業	6		5		1	
2 道路旅客運送業	11		6		5	
3 道路貨物運送業	106		106	1		-1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	13		13	1		-1
1 陸上貨物取扱業	6		4	1	2	-1
2 港湾運送業	7		9		-2	
6 農林業	50	2	45	1	5	1
1 農業	24		20		4	
2 林業	26	2	25	1	1	1
7 備産・水産業	56	1	54	1	2	
8 商業	154	2	126	1	28	1
1 鉄売業	22		14		8	
2 小売業	107	2	96	1	11	1
3 理美容業			3		-3	
4 その他の商業	25		13		12	
9 金融・広告業	15		7		8	
11 通信業	6		3		3	
12 教育・研究業	8		9		-1	
13 保健衛生業	163		122		41	
1 医療保健業	59		36		23	
2 社会福祉施設	103		81		22	
3 その他の保健衛生業	1		5		-4	
14 接客娯楽業	77		59		18	
1 旅館業	19		15		4	
2 飲食店	36		26		10	
3 その他の接客娯楽業	22		18		4	
上記以外の事業	69	1	71		-2	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	37		42		-5	
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	31	1	29		2	1
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	112		110	2	2	-2
第三次産業（8～17）	492	3	397	1	95	2

①死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。

②死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



# 「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施します

鹿児島労働局雇用環境・均等室

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法の施行に伴い、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。

そこで、事業主等の皆様に妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性、並びに改正法及び関係省令等に基づき新たに義務付けられる内容等について理解を深めていただくため、全国の都道府県労働局において事業主等を対象とした説明会を「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打って実施するとともに、特別相談窓口を開設しております。

鹿児島労働局においては、全国マタハラの未然防止対策キャラバンの一環として、次のとおり実施します。

## 〈いわゆる「マタニティハラスメント」対応特別相談窓口の開設〉

日 時	平成28年9月1日(木)～平成28年12月28日(水) 8時30分～16時30分
場 所	鹿児島労働局雇用環境・均等室(西千石庁舎) (鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2F Tel:099-222-8446)
内 容	妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて
対象者	労働者・事業主

〈改正法説明会等〉 事業主・人事労務担当者向けに、次の日程で説明会を実施します。参加を希望される場合、ファクスまたは電話にてお申し込み下さい。

## ☆改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法説明会☆ (申込は1企業2名まで、定員を超えた場合は先着順。)

⇒申込先：鹿児島労働局雇用環境・均等室 (TEL: 099-222-8446 FAX: 099-222-8459)

開催日	時 間	会 場	定 員
10月12日(水)	13:30～16:00	霧島市人材育成センター大研修室(霧島市国分中央3-44-36)	90名
10月19日(水)	13:30～16:00	鹿屋市社会福祉会館大会議室(鹿屋市向江町29-2)	80名
11月8日(火)	13:30～16:00	鹿児島県自治会館ホール(鹿児島市鴨池新町7-4)	400名
11月17日(木)	13:30～16:00	川内文化ホール第1会議室(薩摩川内市若松町3-10)	90名
11月30日(水)	9:30～12:00	鹿児島市勤労者交流センター第1会議室	各60名
	13:30～16:00	(鹿児島市中央町10キャンセ7階)	

## ☆鹿児島県主催「鹿児島県労働セミナー」(当局職員による説明は30分程度)☆

⇒申込先：鹿児島県雇用労政課 (TEL: 099-286-3017 FAX: 099-286-5582)

開催日	時 間	会 場	定 員
10月21日(金)	13:30～16:20	姶良保健所 2階大会議室(霧島市隼人町松永3320-16)	70名
10月27日(木)	13:30～16:20	大隅地域振興局 別館2階大会議室(鹿屋市打馬2-16-6)	70名
11月1日(火)	13:30～16:20	大島支庁 本館4階大会議室(奄美市名瀬永田町17-3)	70名
11月11日(金)	13:30～16:20	北薩地域振興局 駐車場内別棟3階第5会議室 (薩摩川内市神田町1-22)	70名
11月18日(金)	13:30～16:20	かごしま県民交流センター東棟第4階大研修室3 (鹿児島市山下町14-50)	70名

# 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要

鹿児島労働局雇用環境・均等室

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、次のとおり育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日より施行します。

## 1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができるところ。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を、①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、②介護休業開始予定日から93日経過日から6ヶ月を経過する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。

## 2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないものとし、取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

## 3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

\*詳細については、鹿児島労働局雇用環境・均等室

(TEL099-222-8446) へ

厚生労働省HP

⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

## 過重労働解消のためのセミナーの開催について

鹿児島労働局監督課

厚生労働省では、企業の自主的な過重労働に係る改善対策の推進を図るため、事業主、企業の労務担当責任者等を対象に「過重労働解消のためのセミナー」を開催しています。

本年のセミナーは、(株)東京リーガルマインドに委託し、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

鹿児島県では

**11月9日（水） 14時00分～16時30分  
サンプラザ天文館（2階ホール）**

にて開催を予定しています。



**平成28年度厚生労働省委託事業**  
**過重労働解消のためのセミナー**

**厚生労働省**

**業績をアップ**  
させてみませんか?  
ワーク・ライフ・バランスで社員もイキイキ!

過重労働の改善事例紹介  
全国47都道府県で開催!

**残業時間を減らして**

**受講対象者** 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

**内容** 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

カリキュラム	目 次	プログラム
開　始	セミナー目的、参考資料の確認	開講挨拶・開会式
	セミナー目的による各自分析	セミナーでの、直面する自己のポイントを理解するにあてるように、各自の「直面対象状況」を分析
	(1)「直面問題」の現状と改善策に与えを確認	心の健康、精神保健の実践方針について、直面問題に対する理解を深め、直面問題に対する対応方針を策定
	(2)直面問題に対する対応策	直面問題に対する対応策に与えを確認。直面問題に対する対応策の実践方針を策定
	(3)効果検証と直面問題	直面問題に対する対応策を実践する際の効果検証と直面問題に対する対応策の実践方針を策定
	(4)直面問題に対する改善策	直面問題に対する対応策を実践する際の改善策
	(5)直面問題に対する改善策の紹介	直面問題に対する対応策を実践する際の改善策
	まとめ	総括
	セミナーでは、過重労働解消の取組み事例を紹介します。	セミナーでは、「直面問題を学んでいます」
		セミナーでの、直面問題に対する理解を深め、直面問題に対する対応策を策定

**申込方法** 本紙裏面のFAX申込書  
**FAX 03-5913-6409**

**専用webサイトへ** LEC 過重労働解消

**お問い合わせ** 貸託会社: **ヒューリック 東京リーガルマインド** 過重労働解消セミナー運営事務局 担当 稲田・伊川  
〒164-0001 東京都中央区京橋4-11-10アーバンネット中野ビルTEL:03-5913-6033(平日9時～18時) FAX:03-5913-6409  
E-mail: kaju-seminar@tec-jp.com 専用HP:<http://partner.tec-jp.com/t/overwork/>

- 9 -

# 地域の特性を活かした ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

仕事と生活の調和の実現のため、2020年までの数値目標として、年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2008年の5割減とすることが掲げられており、国をあげてワーク・ライフ・バランスの実現に向け、目標を達成することが求められています。各地域における特性に着目し、地域のイベント・行事等に合わせて休暇取得促進や所定外労働時間の削減を図る等、地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進を行っている事例等を全国から収集し、事業主、企業の人事労務担当者、労使団体、地方自治体等の担当者に幅広く情報提供を行うセミナーです。

【平成28年度厚生労働省委託事業】  
地域の特性を活かした休暇取得促進等  
ワーク・ライフ・バランス推進に係る情報提供事業

**地域の特性を活かした  
ワーク・ライフ・バランス  
推進セミナーのご案内**




**プログラム概要(13:30~16:30)**

- 【基調講演】 学識経験者による講演
- 【自治体発表】 自治体による講演
- 【事例発表】 企業等による事例発表

**開催場所及び開催日**

10月 6日(木)	仙台	TKP 仙台カンファレンスセンター 仙台市青葉区花京院1-2-3
10月 14日(金)	福岡	A.R.Kビル貸し会議室 福岡市博多区博多駅東2-17-5
10月 21日(金)	東京	TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター 中央区八重洲1-2-16
10月 26日(水)	広島	TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前 広島市南区大須賀町13-9
11月 11日(金)	金沢	TKP 金沢ビジネスセンター 金沢市上堤町1-33
11月 21日(月)	名古屋	安保ホール 名古屋市中村区名駅3-15-9
12月 5日(月)	大阪	TKP 大阪心斎橋カンファレンスセンター 大阪市中央区南船場4-3-2

お申込み Web サイト  
<https://jmar-form.jp/wlb.html>
問い合わせ先：株式会社 日本能率協会総合研究所  
セミナー事務局 Tel03-3578-7947

**参加無料**

鹿児島労働局労働基準部 労災補償課は  
平成28年11月7日(月) 以下のとおり移転します。

鹿児島労働局・労働基準部労災補償課

平成28年11月7日以降の各種手続、お問い合わせ等は、下記の新所在地、電話番号になりますので、お間違えのないようよろしくお願いします。

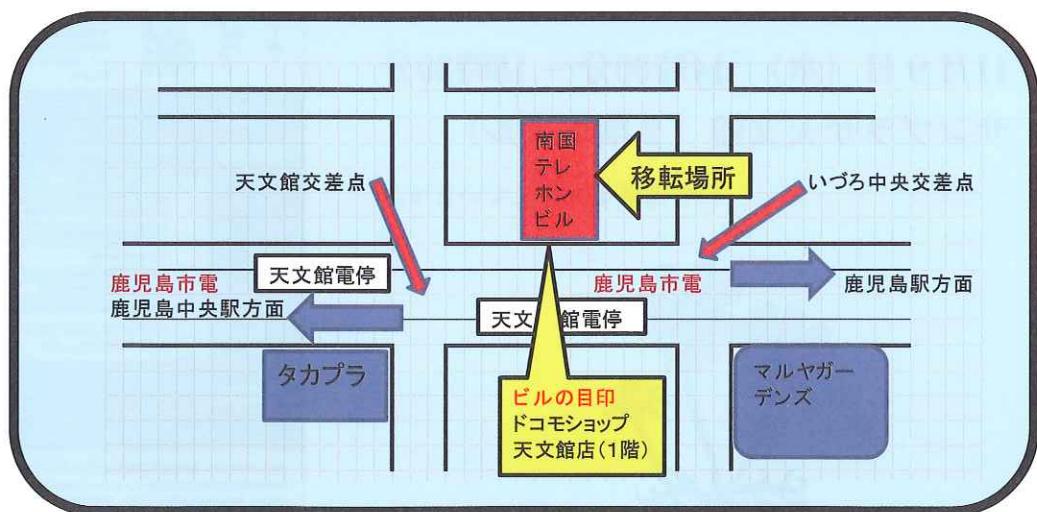
新所在地

〒892-0842 鹿児島市東千石町14番10号 天文館三井生命南国テレホンビル5階  
【電話番号】099-223-8280 【Fax番号】099-223-0890

\*駐車場はございませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。

\*なお、(天文館三井生命南国テレホンビル8階に所在する) 労災補償課分室は、労災補償課医療係として、引き続き業務を行います。

\*現庁舎(鹿児島市山下町13-21、山下町庁舎)では、平成28年11月4日(金)まで、業務を行います。



## 働き方・休み方改革シンポジウムの開催について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

長時間労働の削減と年次有給休暇の取得促進は、労働者のワーク・ライフ・バランスと企業経営にプラスとなる取組です。特に近年、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の活躍推進等の観点から注目されています。本シンポジウムは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、改革を推進するために参考になる情報をご提供します。企業の人事担当者の方に限らず「働き方・休み方改革」にご関心をお持ちの方等の幅広い層を対象としています。皆様のご参加をお待ちしています。

**厚生労働省委託事業 平成28年度働き方・休み方改革推進事業**

**働き方・休み方改革シンポジウム**

**企業と社員が一緒に取組む  
「働き方・休み方改革」の可能性**

**プログラム概要 (13:30 ~ 16:30)**

- 第一部 基調講演 (学識経験者による講演)
- 第二部 事例紹介 (働き方・休み方の改善で進んだ取組を実施している企業の事例紹介)
- 第三部 パネルディスカッション

**開催場所及び開催日**

2016年10月 7日(金) 東京開催 伊藤謝恩ホール (東京大学) 文京区本郷 7-3-1
2016年10月 17日(月) 名古屋開催 ミッドランドホール 名古屋市中村区名駅 4-7-1
2016年10月 31日(月) 福岡開催 天神クリスタルビル大ホール 福岡市中央区天神 4-6-7
2016年11月 9日(水) 大阪開催 オーバルホール 大阪市北区梅田 3-4-5
2016年11月 15日(火) 岡山開催 岡山シントフォニーホール 岡山市北区表町 1-5-1
2016年11月 18日(金) 札幌開催 会議・研修施設ACU-A 札幌市中央区北4条西5丁目
2016年12月 7日(水) 横浜開催 日石横浜ホール 横浜市中区桜木町 1-1-8

**お申込みWebサイト**  
<http://www.mri.co.jp/work-holiday-sympo2016/>

問い合わせ先：株式会社三菱総合研究所  
働き方・休み方改革シンポジウム開催事務局  
TEL: 03-6705-6024

## 10月は中退共制度の加入促進強化月間です

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「中退共」制度という言葉をお聞きになった方も少なくないと思います。「中退共」制度は正式名称を「中小企業退職金共済制度」といい、退職金制度が大企業に比べて依然として普及しておらず、独力で退職金制度を設けることが困難な状況にある中小企業において、事業主の相互共催の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的に設立された退職金制度です。

鹿児島労働局雇用環境均等室ではこの中退共制度の普及を図っており、特に、毎年10月を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め、積極的に加入促進対

策を実施しています。

現在、鹿児島県の中退共加入事業所数は6,683事業所、そのうち被共済者0人の事業所を除く在籍事業所数は5,728事業所です。被共済者は43,613人で、全国の順位は加入事業所数で20番目、被共済者数で21番目となっています（中退共統計（H28.6.1現在））。

中退共制度は、国の退職金制度で掛金の一部を国が助成し、掛金が全額非課税となるなど、たいへん有利な制度です。さらに、パートさんや家族従業員も加入することができます。退職金制度についてお考えの事業主の皆様のご検討をお願いします。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい  
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の制度だから安全・安心！  
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立てでラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等  
とのボーナスも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

# 就労環境を整備・改善して 働きやすく、やりがいを感じられる 職場づくりをお手伝いします。

最近参入したあるいは以前から運営していたが、労務管理に少々不安を感じている

## 介護事業者の皆さん！

介護職員を採る・育てる・定着してもらうにはどうします??

労働時間や休憩、休日・休暇は大丈夫かな??

介護職員の年休や育児・介護ニーズはどうやって応える!?

「今期もまた一人、腰痛で辞めた」を無くしたい!!

メンタル不調・セクハラ・パワハラを、是非、無くしたい!!

こうすれば、夜勤やシフトが上手く回る!?

行政は何をどう支援してくれる??

就労環境の整備を次のようにしてお手伝いします。

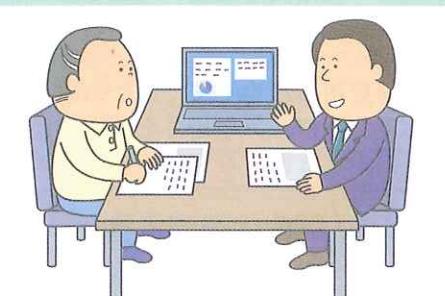
**1** セミナーで解説して支援

難しい法律用語も平易に判り易く解説。



**2** 個別に訪問して支援

専門家が現場を巡回した上、助言します。



この「介護事業場就労環境整備事業」は、厚生労働省から受託して企画運営しています。

National Federation of Labor Standards Associations

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL : 03-5283-1030(代) FAX : 03-5283-1032 <http://www.zenkiren.com/>

全基連

検索

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部では、

この厚生労働省からの委託を受けて、特養、老健等の介護事業場を対象に

### 「基礎から学ぶ労務管理セミナー」の開催

### 介護事業場を直接訪問して行う個別訪問支援（助言・アドバイスなど）

を実施（介護事業場就労環境整備事業）いたします。

**費用は無料です。** セミナーに使用するテキスト・資料等も無料進呈します。

☆ 利用される介護事業場を募集しています。

### [利用申込書]

この用紙でFAX（099-226-3622）してください。

※ セミナーについては、定員（30名）になり次第締め切ります。

※ 該当する□に✓を記入してください。

「基礎から学ぶ労務管理セミナー」に参加します

日時：平成28年11月9日（水）午後2時～午後4時

場所：ホテルタイセイアネックス2号館4階4-Aホール（TEL 099-257-1273）

（鹿児島市中央町4-32、鹿児島中央駅より徒歩3分（高見橋近く） 無料Pあり [裏側]）

事業所名			TEL	
所在地	〒	介護事業の種類（特養、老健など）		
出席者名				

個別訪問支援を希望します

訪問日時等の詳細については後日ご連絡、ご相談のうえ決定します。

事業所名		連絡先TEL	
所在地	〒	担当者名	

※ 問い合わせ先 TEL 099-226-7427 鹿児島県労働基準協会 鹿児島支部 追田

## 平成28年度 安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の募集のお知らせ

(公社)鹿児島県労働基準協会

事業場（製造業等）の皆さまへ

国（厚生労働省）は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、職長等の安全管理に対する意欲を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図るため、製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰を実施することを予定しています。

当協会では、顕彰要領に基づき優良な職長等の方を推薦したいと考えておりますので、推薦をお待ち致します。

推薦予定者数 2名以下

推薦期間 平成28年10月3日（月）～平成28年10月7日（金）

問合せ先 最寄りの支部又は本部（099-226-3621）へお問い合わせ下さい。

**〈支部連絡先〉**

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	◇加世田支部	電話 0993-58-2183
◇川内支部	電話 0996-25-1377	◇志布志支部	電話 099-472-4877
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	◇大島支部	電話 0997-53-5487
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	◇種子島支部	電話 0997-22-2736

**製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領（抜粋）**

- 1 目的** 安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。
- 2 顕彰の対象** 本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。
- 3 顕彰基準** 顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。
- (1) 職長等としての実務経験が10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
  - (2) 職長等として担当していた現場又は部署において顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上にわたり、休業4日以上の災害が発生していないこと。
  - (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
  - (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

**労働安全衛生法に基づく平成28年度鹿児島地区出張特別試験 合格発表****【平成28年度鹿児島地区出張特別試験結果】**

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	353	144	40.8%
第二種衛生管理者	256	139	54.3%
★クレーン・デリック運転士【クレーン限定】	36	21	58.3%
★移動式クレーン運転士	17	12	70.6%
★揚貨装置運転士	12	7	58.3%
潜水士	86	82	95.3%
一級ボイラー技士	26	19	73.1%
二級ボイラー技士	272	139	51.1%
ボイラー整備士	20	12	60.0%
合 計	1,078	575	53.3%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターは、平成28年8月28日、鹿児島国際大学（鹿児島市）で平成28年度鹿児島地区出張特別試験を実施し、1,078人が受験し575人が合格したと発表しました。

合格率が高かった試験科目は、潜水士の95.3%、一級ボイラー技士の73.1%であった。

また、労働者数50人以上の事業場で選任を必要とする衛生管理者は、第一種、第二種合わせて609人が受験し、283人が合格（46.5%）しました。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されているが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、毎年8月に鹿児島市で出張試験が実施されています。

**薩摩川内地区でのガス溶接技能講習開催のお知らせ**

(公社)鹿児島県労働基準協会 川内支部

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	備考
ガス溶接技能講習	11月10日(木) 11月11日(金)	10月11日(火) 10月14日(金)	会員 9,004円 一般 9,504円	①問い合わせ先 当協会川内支部 TEL・FAX 0996-25-1377
				②実施会場 川内職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ川内) 薩摩川内市高城町2526 受付期間内でも、定員(40名)になり次第締め切らせていただきます。

荷主等企業・事業場の安全衛生ご担当者様へ。

## 【厚生労働省委託事業】荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会 荷役災害防止担当者安全衛生教育（荷主等向け）講習会のご案内

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 鹿児島支部

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）講習会を全国47か所で開催します。鹿児島県での開催日時等は下記のとおりです。

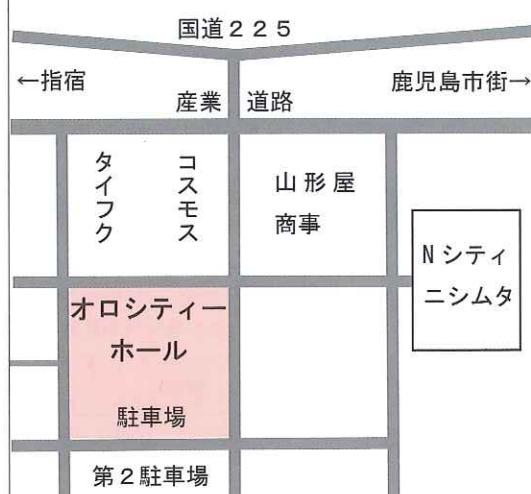
この講習会は、荷役ガイドラインの安全衛生教育カリキュラムに基づいていますので、荷主等の企業・事業場の担当者の積極的なご参加をお待ちしています。

## 記

- 1 開催日時 平成28年11月22日（火）  
13:00～17:00（受付開始12:40）
- 2 開催場所 オロシティホール 第4会議室  
鹿児島市卸本町6-12
- 3 講習会の内容
  - (1) 鹿児島労働局労働基準部長挨拶
  - (2) 荷役災害防止担当者安全衛生教育  
(講師：労働安全コンサルタント)
  - (3) 質疑応答
  - (4) アンケート記入
- 4 定員 50名程度（先着順です。）
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み

参加申込書に記入し、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部（TEL 099-273-5117）までファックスでお申し込みください（受講票等は送付いたしません。）。

オロシティー位置図（無料駐車場あります）



切り離さず、A4版のまま送付してください

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部 FAX 099-273-5117

## 荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名	
事業場名	(業種： )
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。

# 安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、労働安全衛生マネジメントシステム等に取り組まれる事業場で、リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備において中心的役割を果たす安全衛生スタッフの方を対象としてリスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組みづくり等に関する研修を開催いたします。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。（中災防の修了証が交付されます。）

1 日 時：平成28年**11月8日（火）** 9:00～17:00

2 会 場：オロシティーホール

（鹿児島市卸本町6-2 電話 099-260-2111）

3 内 容：必要な法令や指針を中心にリスクアセスメントの考え方、実施方法及び仕組みづくり等について基本がわかります。

カリキュラム（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～9:10	開講、オリエンテーション	13:20～14:20	【講義】リスクアセスメントの手法 その2 危険性又は有害性の特定（リスクの洗い出し） リスク低減措置の検討と実施
9:10～10:40	【講義】OSHMSにおけるリスクアセスメントの目的と意義 OSHMSの概論、リスクアセスメントの基本	14:20～14:30	休憩
10:40～10:50	休憩	14:30～15:30	【演習】 危険性又は有害性の特定、見積り、評価、低減措置
10:50～11:40	【講義】リスクアセスメントの手法 その1 リスクの見積り方法 リスク低減のための優先度の設定（評価）	15:30～15:40	休憩
11:40～12:40	昼食・休憩	15:40～16:50	【講義】リスクアセスメントの手法 その3 導入から運用まで
12:40～13:20	【演習】リスクの見積り、評価	16:50～17:00	質疑応答、修了証授与、閉講

4 対象者 **安全衛生スタッフ、安全衛生担当者など、これからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者**（リスクアセスメントを導入及び実施体制の整備において、中心的な役割を果たす方）

5 定 員 50名（定員になり次第申し込みを締め切ります。）

6 料 金

料 金	正規料金	割引料金（注2）
会員（注1）	25,710円	15,430円
一般	30,860円	18,520円

（テキスト代、消費税を含みます。）

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場所属の方です。

注2 割引料金の対象は、常時使用する労働者数が300人未満の事業場であり、労災保険の適用事業場であることです。

（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

7 申込締切日 **10月14日（金）まで** 【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

8 申込み方法

①本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

参加証は、開催日10日前頃送付致します。

②参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込みにてお願いします。

請求書・領収書が必要な方は、申込書の備考欄にご記入下さい。

9 参加費振込先

鹿児島銀行 本店 当座預金 口座番号 8526 口座名（公社）鹿児島県労働基準協会

※振込手数料は、ご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方の参加をお願い致します

## 申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社)鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

099-226-3622

## 参加申込書

(28.11.8実施分)

## 安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修（鹿児島）

フリガナ				業種		
事業場名				事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上	
所在地	〒 -			会員について <input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員		
連絡担当者	(フリガナ)	所属			役職	
	氏名	TEL	( )		FAX	( )
参加者	(フリガナ)	所属・役職名			年代をご記入ください。	* No.
	氏名 男・女				<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
参加者	(フリガナ)	所属・役職名			年代をご記入ください。	* 参加証
	氏名 男・女				<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
該当個所の□にチェックマークをご記入ください。 参加費は 月 日（振込手数料は、ご負担をお願いします。） ¥ 円 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留で送金				備考欄	* 受付	* 参加証
				※は記入しないで下さい。		

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、  
名称はフルネームで正しくご記入くださいようお願いいたします。

## ※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマーク（✓）を記入してください。

割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）

※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒に  
ご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ 上記制度をご利用いただいた場合、後日効果を計るためアンケート調査にご協力いただくことになります。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、  
当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを  
同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

同意しない

## 鹿児島市地区でのガス溶接技能講習開催のお知らせ

(公社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島支部

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	備考
ガス溶接技能講習	11月26日(土) 11月27日(日)	10月17日(月) 10月21日(金)	会員 9,004円 一般 9,504円	①問い合わせ先 当協会鹿児島支部 TEL099-226-7427 FAX099-226-7429 ②実施会場 学科26日(土)鹿児島県婦人会館 実技27日(日)鹿児島工業高等学校 受付期間内でも定員(60名)になり次第締め切 らせて頂きます。 振込につきましては下記にお願い致します。 また、振込手数料は申込者でご負担ください。 銀行名:鹿児島銀行 本店 口座番号:普通預金 798407 口座名:(公社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島支部

## 平成28年11月 講習開催のご案内

## 講習のご案内

鹿児島教習所実施分  
所在地:鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/7~11/11	10/11~10/14	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円
				【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
	床上操作式クレーン運転	11/7~11/9	10/11~10/14	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円
				【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円
	小型移動式クレーン運転	11/14~11/16	10/17~10/21	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円
				【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
	有機溶剤作業主任者	11/21~11/22	10/24~10/28	会員 12,824円 一般 13,824円
特別教育	車両系建設機械運転 (解体用)	11/24	10/24~10/28	会員 17,780円 一般 18,780円
	玉掛け	11/28~11/30	10/31~11/4	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円
				【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
その他	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/28~12/2	10/31~11/4	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
				【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
	酸素欠乏危険作業	11/16	10/17~10/21	会員 8,856円 一般 9,936円
研削といしの取替え等 (自由研削用)	11/21	10/24~10/28	会員 10,908円 一般 11,988円	
安全衛生推進者	11/17~11/18	10/17~10/21	会員 12,176円 一般 13,176円	

&lt;備考&gt; 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成制度の一部が改正されました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。

詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。